

## 日本政府に核兵器禁止条約の締結等への対応を求める意見書

現在、核兵器をめぐる国際情勢は混迷を極め、ウクライナへの軍事侵攻を行ったロシアが核兵器の使用を示唆するなど、人類はかつてない核の脅威に直面している。こうした状況の中、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止する「核兵器禁止条約」の重要性はますます高まっており、発効から4年を経て、締約国は73か国・地域に達している。

日本は、1945年8月6日に広島、同年8月9日に長崎に対して原子爆弾の投下を受けた世界で唯一の戦争被爆国である。これらの核兵器の使用により、多数の市民が犠牲となり、甚大な被害が生じたことは、核兵器の非人道性を示す歴史的事実として国際社会に広く認識されている。このような悲劇を二度と繰り返さないためには、核兵器の存在そのものを否定し、廃絶に向けた国際的な取り組みに積極的に参加することが不可欠である。

2024年12月には、日本被団協がノーベル平和賞授賞式に参加し、長年にわたる核廃絶運動が国際的に評価された。この受賞は、核兵器廃絶への強いメッセージとして世界に響いており、日本の立場と責任を改めて問い直す契機となっている。

また、核兵器禁止条約は、未批准国であっても締約国会議にオブザーバーとして参加することが認められている。2025年3月に開催された第3回締約国会議には、複数の未批准国がオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的な議論の深化に寄与した。日本においても、唯一の戦争被爆国として、こうした国際的枠組みに参加することは、国際社会に対する責務である。

さらに、締約国の中には、過去に核実験が行われた国もあり、そうした国々の被爆者への医療支援や協力において、日本の知見や経験が大いに役立つ可能性がある。

よって、国におかれては、核兵器禁止条約の実効性を高めるために、以下の事項について核廃絶に向けた議論を主導されるよう強く要望する。

## 記

- 1 今後の締約国会議にオブザーバーとして参加すること。
- 2 核兵器禁止条約の批准を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年10月31日

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
外務大臣 殿

福岡県大野城市議会議長 関 井 利 夫